

令和6年第3回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 令和6年9月4日 午前10:00

○散 会 午後 1:58

○出席議員（17名）

1 番 菅 原 理恵子	2 番 鈴 木 壮 二	3 番 藤 原 仁 美
4 番 戸 田 俊 樹	6 番 澤 井 昭二郎	7 番 堀 井 克 見
8 番 藤 原 典 男	9 番 中 川 光 博	10 番 鈴 木 司
11 番 菅 原 秀 雄	12 番 石 井 和 人	13 番 西 村 武
14 番 鑑 仁 志	15 番 菅 原 龍太郎	16 番 伊 勢 潤
17 番 佐 藤 敏 雄	18 番 小 林 悟	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 吉 原 慎 一	総 務 部 長 千 葉 秀 樹
市民生活部長 菅 生 司	福祉保健部長兼福祉事務所長 伊 藤 佐和子
産業振興部長 古 畑 範 行	建 設 部 長 畠 山 修
教 育 部 長 佐々木 渉	総 務 課 長 古 仲 淳
企画政策課長 石 井 恵 子	財 政 課 長 伊 藤 強
市 民 課 長 内 田 倫 雄	社会福祉課長 宇 瀬 隆 広
健康長寿課長 渋谷 比奈子	商工観光振興課長 鈴 木 和 徳
上下水道課長 永 井 英 明	教育総務課長 齊 藤 栄 子
選挙管理委員会監査委員事務局長 鈴 木 千 秋	代表監査委員 渡 邊 晋 二

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 安 田 秀 樹	議会事務局次長 澁 谷 睦 子
----------------	-----------------

令和 6 年第 3 回潟上市議会定例会日程表（第 1 号）

令和 6 年 9 月 4 日（1 日目）午前 1 0 時 0 0 分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長、常任委員長[視察研修報告]）
- 日程第 4 行政報告（市長、教育長）
- 日程第 5 報告第 3 号 令和 5 年度潟上市健全化判断比率等について
- 日程第 6 報告第 4 号 令和 5 年度潟上市水道事業会計継続費精算報告書について
- 日程第 7 議案第 4 5 号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第 4 6 号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第 4 7 号 潟上市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 0 議案第 4 8 号 令和 5 年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 1 1 議案第 4 9 号 井川町・潟上市共有財産管理組合同規約の一部変更について
- 日程第 1 2 議案第 5 0 号 井川町・潟上市共有財産管理組合の解散について
- 日程第 1 3 議案第 5 1 号 井川町・潟上市共有財産管理組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 1 4 議案第 5 2 号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第 1 5 議案第 5 3 号 令和 6 年度潟上市一般会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 1 6 議案第 5 4 号 令和 6 年度潟上市一般会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 1 7 議案第 5 5 号 令和 6 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について

日程第 18	議案第 56 号	令和 6 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (案) について
日程第 19	議案第 57 号	令和 6 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) (案) について
日程第 20	認定第 1 号	令和 5 年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 21	認定第 2 号	令和 5 年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 の認定について
日程第 22	認定第 3 号	令和 5 年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について
日程第 23	認定第 4 号	令和 5 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認 定について
日程第 24	認定第 5 号	令和 5 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定 について
日程第 25	認定第 6 号	令和 5 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の 認定について
日程第 26	認定第 7 号	令和 5 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定 について
日程第 27	認定第 8 号	令和 5 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
日程第 28	認定第 9 号	令和 5 年度潟上市下水道事業会計決算の認定について
日程第 29		令和 5 年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水 道事業会計・下水道事業会計決算の審査報告
日程第 30		予算決算特別委員会の設置について
日程第 31		予算決算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
日程第 32	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 33	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 34	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 35	陳情第 7 号	ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費 国庫負担割合引き上げをはかるための、2025 年度政府予 算に係る意見書採択の陳情について

午前 10 時 00 分 開会

○議長（小林 悟） おはようございます。傍聴席の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1 会議録署名議員の指名】

○議長（小林 悟） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、4番戸田俊樹議員、6番澤井昭二郎議員を指名します。

【日程第2 会期の決定】

○議長（小林 悟） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの23日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月26日までの23日間に決定しました。

【日程第3 諸般の報告】

○議長（小林 悟） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付したとおりであり、朗読、説明は省略します。

【議会運営委員会の報告】

○議長（小林 悟） 次に、議会運営委員長からの報告を行います。2番鈴木議会運営委員長。

○議会運営委員長（鈴木壮二） それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、8月28日に提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局からは説明員として総務部長、総務課長、財政課長の出席のもとに開催しております。

9月2日には、一般質問の取扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、

委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告いたします。

はじめに、予算決算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に予算決算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。その後、12日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審議する予定です。また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告、質疑、討論、採決の順に行う予定となっております。本会議最終日は午後から開催する予定で、予算決算以外の議案については各常任委員会報告、質疑、討論、採決の順に行い、予算決算議案については特別委員会報告、討論、採決の順に行う予定となっております。

なお、予算決算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については本会議と同様の取扱いとなりますので、よろしくお願いいたします。

議案審査について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

陳情について申し上げます。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会へ付託することいたしますので、ご確認ください。

一般質問について申し上げます。

一般質問については、5名の通告者がありました。

抽選の結果、9月10日火曜日の1番目に10番鈴木 司議員、2番目に8番藤原典男議員、3番目に15番菅原龍太郎議員、9月11日水曜日の1番目に1番菅原理恵子議員、2番目に3番藤原仁美議員となりましたので、よろしくお願いいたします。

常任委員会及び予算決算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算決算特別委員会分科会審査は、各委員会とも9月12日木曜日の特別委員会全体会終了後からの開催とします。

議員派遣の件について申し上げます。

今年度の産業建設常任委員会の行政視察研修について、視察先、研修内容の調整が整いましたので、議員派遣の手続をするものであります。議決事項でありますので、最終日の日程として取扱いいたします。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

【各常任委員長視察研修報告】

○議長（小林 悟） 次に、各常任委員会から視察研修報告を行います。

なお、報告書は事前に配付しておりますので、内容については簡潔に発言席にて報告をお願いいたします。

はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。10番鈴木総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木 司） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の行政視察研修報告をいたします。

研修年月日ではありますが、令和6年7月17日、18日、19日の3日間であります。

視察研修先は、山梨県都留市、神奈川県秦野の2市であります。

研修委員には、西村 武、小林 悟、鈴木 司、3名であります。

随員職員として、議会事務局長 安田秀樹さんをお願いしております。

研修内容ではありますが、以下、主な内容について申し上げます。

まず山梨県都留市ではありますが、都留市は山梨県の東部に位置する人口3万人ほどの小都市です。市域の中心には富士山を源流とする桂川が流れ、周りは豊かな緑に囲まれた山々と、平成の名水百選に選ばれた清らかな湧水のあふれる自然環境の中にあります。令和6年5月1日現在の人口は2万8,568人です。議員定数は16人というふうになっています。

それでは、研修テーマであります「地方創生応援税制を活用したまちづくりについて」紹介いたします。

研修内容としまして、都留市は、平成27年度から3つの高等教育機関が立地するという強みを生かし、「生涯活躍のまち・つる」を標ぼうし、学生・高齢者・若者・子どもが活躍し、市民はもちろん移住者からも魅力的なまちと実感してもらえる「市民全体の豊かな暮らしの実現」を目指してきております。また、令和4年度からは、主体的に学び、自ら考える力を養い、学びを加速させる探求型学習を柱とした特色ある教育プログラムを確立するとして、企業版ふるさと納税を活用した「まなびの未来づくり事業」に取り組んでいるところであります。以下、企業からの人材派遣の受け入れや各種プログラムに関すること、また、官民間問わず、避けて通れない課題でありますデジタル人材の不足を解決するための新たな企業版ふるさと納税への取組なども始まっております。

「生涯活躍のまち事業」を通じたパートナーの構築や関係人口の創出が、ふるさと納

税という形で実を結んだと言えるものであります。

次に、神奈川県秦野市であります。

秦野市は、東京や県都横浜市からのアクセス性が良いほか、東西・南北とも約13キロメートルで、北方に丹沢山塊が連なり、南方には渋沢丘陵が東西に走り、県下で唯一の典型的な盆地を形成しております。令和6年5月1日現在の人口は16万903人であります。議員定数は24人となっております。

研修テーマであります、「部活動の地域移行（地域特性を生かした「秦野スタイル」）」についてであります。

研修内容についてであります。秦野市は、県内のモデル地区として、令和3年度から一部の中学校で地域部活動を開始しています。東海大学や市スポーツ協会と連携して、体操部や剣道部で導入するなど、地域の特性を生かした「秦野スタイル」として注目を集めています。地域移行を実現した部活動におけるメリットとしては、既に実施している剣道部や吹奏楽部では、文化・スポーツ活動を継続して楽しむ機会が確保できているほか、より専門的な指導を継続的に受けられるようになっております。以下、教職員の働き方改革の観点、それから基本的な移行に関する方針、そしてまた行政の役割と学校の役割などについて取りまとめております。

本市における部活動の地域移行への取組についても参考にしたい部分が大いにあります。

以下、都留市、秦野市とも実りある研修でありましたことを報告し、総務文教常任委員会の報告といたします。終わります。

○議長（小林 悟） 次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。1番菅原社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（菅原理恵子） おはようございます。

続きまして、社会厚生常任委員会行政視察研修の報告をさせていただきます。

研修年月日 令和6年7月10日、11日、12日。

視察研修先 京都府京田辺市、三重県いなべ市、桑名広域清掃事業組合。

3. 研修委員 鈴木壮二、中川光博、菅原秀雄、鑑 仁志、菅原理恵子。

随行職員 議会事務局次長 澁谷睦子さんをお願いしております。

研修内容。

まず1か所目は京都府京田辺市で、市の概要は、南山城地方の行政・経済・文化の中

心地として発展してきました。昭和40年代から大規模な宅地開発や交通網の整備、学研都市の建設などに伴い、全国的に少子高齢化が進展する中、人口増加が続き、令和6年5月1日現在の人口は7万1,815人と活気に満ちたまちとして発展しております。

研修テーマ「子育て支援事業について」。

研修内容は、平成14年4月から産後ホームヘルパー派遣事業を開始しましたが、平成27年7月から産前・産後ホームヘルパー派遣事業に拡大しました。制度内容は、産前は切迫早産・妊娠悪阻等により、産後は体調不良のため、身の回りのことや家事及び育児が困難になっている家庭を対象に、単胎の場合は産後1か月、多胎の場合は最大で産後12か月までの期間、家事支援をするものです。さらに今年度からは、妊娠8か月と産後6か月の方にアンケート調査を行い、回答がない家庭には訪問して実態を把握し、記録はシステム化して関係課と情報共有を図っております。

また、オーストラリアで開発された「トリプルP」を参考に、「前向き子育て講座」を年4回開催し、受講者からは前向きな感想が寄せられているとのことでありました。

2か所目は三重県いなべ市で、市の概要は、平成15年12月1日に、北勢町、員弁町、大安町、藤原町が合併して誕生し、近年は、サイクリングや新鮮な地元産品を使った食などを求めて多くの観光客でにぎわっています。人口は、令和6年5月1日現在で4万2,185人です。

研修テーマ「空き家対策について」。

研修内容、いなべ市住生活基本計画では、「“住みたくなる” “住みつづけたくなる” ～いきいき笑顔で“いなべ”らしい住まいづくり～」を基本方針に掲げ、定住促進、居住環境の向上により地域の活性化を図るとしております。市内の空き家・空き地を有効活用するため、平成19年に要綱を策定し、平成20年度から事業を開始いたしました。空き家バンクの需要は高く、バンクへ登録後は早ければ3日、遅くとも3か月で売れている状況であります。不動産業者の協力が必要不可欠となっております。

また、令和2年度から開始した空き家バンク登録促進事業として「移住人気高騰につき」、空き家情報募集広告を、電車内のつり広告や駅・ショッピングモールの電光掲示板のほか、地元の中日新聞へ掲載して宣伝したところ、相談件数は初年度で133件、令和5年度でも89件となっております。地権者が遠方に在住していて100キロ離れている隣県まで出向いて書類の手続をしたこともあったとのことで、「適正な財産管理」をしていくとの言葉が印象に残った研修でした。

3 か所目は三重県桑名広域清掃事業組合で、施設の概要は、敷地内には可燃ごみ焼却施設、リサイクルプラザ、プラスチック圧縮梱包施設、管理棟などがあります。ごみに新しい命を吹き込み、リサイクルしようとする強い気持ちと、自然環境の代名詞「森」をイメージした「リサイクルの森」という愛称で親しまれております。構成市町村人口は、令和6年5月1日現在で17万418人。構成市町村総面積175キロ平方メートルとなっております。

研修テーマ「循環型社会を目指した広域化によるごみ処理の取組について」。

研修内容、桑名広域清掃事業組合は、一部事務組合として昭和52年2月に設立しました。平成23年4月に三重県は、平成32年度末で県主体のRDF焼却・発電事業を終了することを決定いたしました。平成25年8月、組合は「基本的事項の方針（6項目）」を決定。その後、コンセプトごとの具体的な計画を立て、既存施設をも含めたDBO方式で一括発注し、20年間民間事業者によって管理・運営が行われることにより、15億円のコスト減につながるとされております。また、施設のマスコットキャラクター「モフリン」の案内での見学・体験施設にもなっており、広域化だけでなく将来を見据えた事業ともなっているように感じました。

3 か所とも、とても実り大きい研修でありました。

以上、社会厚生常任委員会の報告といたします。

○議長（小林 悟） 以上で各常任委員会の視察研修報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4 行政報告】

○議長（小林 悟） 日程第4、行政報告を行います。

はじめに、市長の行政報告を行います。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） おはようございます。

本日ここに、令和6年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出議案の審議に先立ち、第2回定例会以降の市政に関わる主な事項の報告と、提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、消防広域化について申し上げます。

6月27日に男鹿・湖東地区消防広域化協議会設立に係る協議書を締結し、7月1日付で男鹿地区消防本部と湖東地区消防本部の消防広域化に向けた具体的な協議を行う「男

鹿・湖東地区消防広域化協議会」を設立いたしました。

現時点では、令和8年4月以降の新消防本部の運用開始を目指し協議を進めており、将来にわたり必要な消防力を維持・強化するため、引き続き、広域化に向けた具体的な協議を継続してまいります。

なお、今後の協議会の進捗や決定事項については、協議会ホームページにて公表してまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。

令和6年3月31日をもって全額公費による接種が終了した新型コロナウイルスワクチン接種は、本年度から予防接種法上の定期接種に位置付けられており、対象となる方の接種を10月1日から実施する予定としております。

また、本市独自の取組として、定期接種の対象となる65歳以上の方と60歳から64歳までの一定の基礎疾患を有する方の接種費用の一部を助成し、個人の重症化防止を図ることに加え、任意接種対象の方のうち、生後6か月から18歳までの方の接種費用の一部を助成し、いわゆる子育て家庭に対し、ワクチン接種に関する経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、プラザの湯について申し上げます。

7月22日、昭和中央地区館において「プラザの湯」の今後のあり方についての意見交換会を開催し、運営に係る経費や老朽化した施設の改修費など、施設に関わる状況を説明するとともに、見直し案として「本年度末での廃止」または「民営化」の2案を提案いたしました。

参加いただいた方からは、経営状況について一定のご理解をいただいたものの施設の継続を希望する意見が出されたことから、まずは、民間の事業者を公募し、民営化について調整を図ってまいります。

次に、観光イベントについて申し上げます。

8月4日に「第39回飯田川鷺舞まつり」が開催され、若竹幼児教育センター園児による「孫鷺」、飯田川小学校児童による「子鷺」、そして水田の上を舞う鷺を優雅に表現した「親鷺」の舞が披露され、訪れた方々を魅了いたしました。

8月11日には「第56回八郎まつり」が開催され、八郎神社からの龍体御輿の練り歩きに始まり、大久保駅前広場での太郎龍・辰子龍の双龍の出会いは、幻想的な世界を演出しました。

また、本市夏まつりの最後を飾る「天王グリーンランドまつり2024」は、8月25日に開催され、市内外から昨年を上回る約2万4,000人の方々が来場されました。当日は、キャラクターショーやヤートセ選手権のほか、本市ふるさと応援大使で放送作家である元祖爆笑王氏プロデュースの「お笑いフェス2024」など、子どもから大人まで幅広い世代が楽しめるイベントが繰り広げられたほか、「花火ショー」では、鮮やかな大輪の花火が潟上の夜空を彩りました。ご協賛並びにご協力をいただきました皆様に、心から感謝申し上げます。

次に、公立保育所及び幼保連携型認定こども園について申し上げます。

令和6年第1回定例会において私の施政方針で申し述べました追分保育園の民営化については、公募条件を設定するためのサウンディング型市場調査を9月から実施し、民間事業者の参入意向や意見等を収集することとしております。この調査結果に基づき、民営化に向けた運営課題等を早期に整理し、将来にわたる保育の質の確保を目指してまいります。

次に、井川町・潟上市共有財産管理組合の解散について申し上げます。

井川町と潟上市の共有に属する財産の管理及び処分に関する事務を共同で処理するため、「井川町・潟上市共有財産管理組合」を組織しておりますが、同組合を取り巻く環境の変化により解散に向けた協議を進めていることは、さきの定例会でご報告したとおりでございます。

その後、組合議員に対する解散に係る説明会を開催し、組合管理の土地、立木等の取扱いや財産処分案などが協議され、共通認識が得られたことから、8月8日に組合臨時議会を開催し、本年度末をもって組合を解散することなどについて、組合議会としての意思決定がなされております。

なお、一部事務組合の解散について協議するためには、構成市町議会での議決を要することから、本定例会には、井川町・潟上市共有財産管理組合の「規約変更について」「解散について」及び「財産処分について」の関連議案を提出しております。

次に、天王グリーンランド株式会社への出資金について申し上げます。

潟上市鞍掛沼公園3施設の指定管理者であった天王グリーンランド株式会社の清算手続きが7月10日で完了し、出資金の返還金額が5,227万180円となることが確定したことから、今後の活用について検討してまいります。

次に、令和5年度決算における財政指標について申し上げます。

令和５年度決算の経常収支比率は、物価や人件費の上昇により100.3パーセントとなりました。単年度で見ると、経常的な歳出が歳入を上回る結果となり、財政の硬直化が一層進んでおります。しかしながら、財政力指数は0.35と昨年度から0.01ポイント伸びているほか、財政健全化法に基づく健全化判断基準では、実質公債費比率が6.6パーセント、将来負担比率が32.3パーセントと継続して改善していることは、これまでの堅実な財政運営の結果と捉えております。

今後も、受益者負担の適正化などによる自主財源の増加策に加え、歳出における事務事業や施設運営の見直し等の経費節減・合理化により独自事業に充てる財源を確保できるよう、引き続き努力してまいります。

本定例会には、報告として、令和５年度潟上市健全化判断比率等ほか１件、議案として、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）ほか２件、令和５年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、井川町・潟上市共有財産管理組合規約の一部変更について、井川町・潟上市共有財産管理組合の解散について、井川町・潟上市共有財産管理組合の解散に伴う財産処分について、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、令和６年度潟上市一般会計補正予算（案）２件、各特別会計補正予算（案）３件、令和５年度各会計決算の認定、人事案件として、人権擁護委員候補者３名の推薦についての案件を提出しております。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しております議案の概要であります。適切なご決定を賜りますようお願い申し上げまして、私からの報告とさせていただきます。

【教育行政報告】

○議長（小林 悟） 次に、教育長の教育行政報告を行います。吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） 市長の行政報告に引き続き、教育委員会から行政報告を申し上げます。

はじめに、東湖小学校と天王小学校の統合について申し上げます。

両校では、児童の人間関係の構築等のため７月に交流事業を実施するなど、令和７年４月の統合に向け準備を進めているところです。

東湖小学校では、８月10日、卒業生や地域の方に思い出深い東湖小学校の校舎を懐かしんでいただくため、閉校記念事業実行委員会主催による「懐かしむ会」が開催されました。11月16日には「東湖小学校閉校記念式典」が行われる予定となっております。

次に、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続について申し上げます。

幼児期の育ちと学びが、小学校以降での学びや生活の基盤の形成につながっております。幼児期に身につけさせたい資質・能力を育むため、教育・保育アドバイザーによる市内全ての就学前施設への巡回指導や助言、保育実践研修会等を行っております。今後も架け橋カリキュラムの実践を通して、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続に努めてまいります。

次に、20歳のつどいについて申し上げます。

8月15日、市民センター「かたりあん」を会場に「潟上市20歳のつどい」が開催されました。平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた対象者340人のうち、当日は227人が出席いたしました。つどいでは、代表者が「生まれ育った潟上市の伝統や文化、地域の方々の温かさを継承し、これからの更なる発展に貢献できるように前進します。」と力強く誓いの言葉を述べました。20歳の皆様の門出を心から祝福するとともに、輝かしい未来に向かって進むことができるよう、エールを送ります。

以上が教育関係の行政報告であります。

○議長（小林 悟） これで行政報告を終わります。

【日程第5 報告第3号 令和5年度潟上市健全化判断比率等について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第5、報告第3号 令和5年度潟上市健全化判断比率等についてを議題とします。

報告第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案書の1ページをお開き願います。

報告第3号 令和5年度潟上市健全化判断比率及び潟上市公営企業資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。

次のページ、2ページをお願いいたします。

（1）健全化判断比率についてご説明いたします。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、どちらも赤字額がございませんので、ハイフンを記載しております。実質公債費比率は6.6パーセント、将来負担比率は32.3パーセントでございます。これら4つの指標は、全て早期健全化基準を下回っております。

次に、（2）公営企業資金不足比率についてご説明いたします。

資金不足比率は、水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足額がございませんので、ハイフンを記載しております。両会計とも経営健全化基準を下回っております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） どうもご苦労様です。

今、総務部長の方から、健全化判断比率等々について説明をいただきました。で、ここに記されている実質赤字比率等々も4項目ありますが、それは健全だというふうな指標が出ておるわけでありましたが、財政全体の中で関連することで、一方において、先ほど市長の行政報告の中にもありました、私は懸念するのは、財政構造というのはいろんな切り口で見て、そして総合的な判断をして、そして結果的にどうなのか。で、将来にわたってどういう動きになるのかということ予測していかなければならないものだと捉えております。で、要は、市長の行政報告の中では、経常収支比率が今まであまり私記憶ありませんけど、人件費だとか物価等々の上昇もあるとはいえ、100.3パーセント。言ってみれば歳入を上回るというふうな状況が出てまして、素直にすれば変ですが、率直に経常的な支出が歳入を上回る結果となって財政の硬直化が一層進んでおりますと、こう報告してあります。しかしながらということで、下段のことをいろいろと報告してありますけれども、私はやはりね、単年度ってばいかにも5年度で、6年度からは100.3が95に落ちるとかっていうことあり得ないわけで、まさに経常収支比率っていうことは借金であれ、人件費であれ、物品費であれ、もう潟上市3万2,000人の市民が暮らしていくためには、なかなか避けて通れない歳出を伴うものだと捉えていますので、しかしながら財政力指数等々は健全だから、最後に健全な財政運営の結果と捉えていると。言葉尻を全く取る気持ちもありますが、一方において財政の硬直化が進んでいる。一方においては堅実な財政運営だと。で、ざっくり言って我々はどちらの判断を理解すればいいのか。で、これ両方ね、右も左も判断できるでしょうけれども、将来にわたってこのような表現された場合、どういうふうな中期的な、まあ長期的だとなればいろいろあるでしょうが、どういう中期的な推移をたどるのか。私ははっきり言って、一つの一抔の不安っていうか懸念を持つものであります。

この点について、今、2ページで部長が説明したことと市長が行政報告したこと、今まで私が申し上げたことと含めて、総合的にどういう判断をいま一度できるのか。将来、この潟上市がどういう方向軸で進んでいこうとしてるのか。いくべきなのか。それによって、この100.3がいつの時点で、まあ少なくとも95ぐらいまで、もう独自の財源がないということにもなりかねないわけで、だとすれば起債を起こすとか借金に頼るとい

うふうな財政構造にもなりかねませんので、そこら、どういうふうな判断をお持ちの中で今回の行政報告、あるいはまた決算の指標の報告を部長はされたのか。あるいはまた市長は考えているのか。少し分かりやすく、私どもも議会議員として十分見ないところもありますので、かみ砕いて、掘り下げて、この際ご説明をいただければ大変ありがたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 堀井議員のご質問にお答えしたいと思います。

市の今後の財政運営ということも踏まえた形で答弁させていただきたいと思います。

行政報告で報告させていただきました指標については、昨年度の単年度の指標のものと将来にわたる潟上市の財政状況を踏まえた健全化判断比率、こういったものについて報告させていただいております。

単年度において103パーセントという数値が出ております。これ数値上は、やはり議員もご存じのとおり、財政化の硬直化を表す指標の一つでもございますので、こういった意味においては、この部分については昨年度単年度の状況で言いますと、やはり人件費の増加等もございましたし、コロナ禍後の経済的負担軽減に向けた市の単独事業の実施、そういったものの経費に加え、過去の公共施設等の建設費に充てた公債費のそういった返還等も重なる形になりまして、現状としては100.3パーセントという数字になっております。

一方で、健全化判断比率については、そういった箱物事業を今任期においては抑制しながら、かつ、潟上の成長につながるソフト事業の実施等、これは単独事業でございますので、こういった経費につきましては、今後についても税収等につきましては現在増加傾向にもございます。こういった財政、税収、収入状況をしっかりと確認しながら、また、今定例会で報告した指標もしっかりと確認しながら引き続き財政運営をしていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小林 悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 継続します。今、市長の方から、執行者としての誠心誠意の答弁いただきまして、ありがとうございました。

一つ冒頭ですけども、103パーセントではありません。100.3ですから、103と100.3では随分、もう150億のスパンでいきますと、少なくともそこら辺確認します。どうですか。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 答弁について訂正させていただきます。

私が先ほど説明した「103パーセント」と申し上げましたが、「100.3パーセント」が正解でございます。訂正させていただきます。

○議長（小林 悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） これで3回目なるよね。

市長ね、言葉尻にとってすみません。ただ、やはり3パーセントっていうのは、決算ベースでいきますと150億、170億なってきますと、5億ぐらい、5億のまずね、ざっくり言って金額になりますから、5億となれば、まさに潟上が独自の事業執行するに呼び水になる貴重な財源ですので、ここら辺ね、103と100.3では全く違うということで指摘させていただきました。申し訳ないです。

で、今、市長が申されましたが、これはあと今、決算もね、決算の認定案を上程されてくるわけですが、ちょっと話、先走ってすみませんが、例えば議員の監査委員もおりますし、民間の監査委員もおりますが、やはりこのこと触れてますよ、監査委員が。経常収支比率が100パーセントを超えるということは、やはり非常に財政上危惧されるというか心配されるということを、監査委員の立場の人がちゃんと触れてます。ということは、いろいろな指標をもって総合的に判断される、今、市長もおっしゃいましたが、単年度、あるいは将来スパンにおいては云々という話もありましたけれども、私はやはり箱物をやめたとかどうのこうの、一方においてはやはり起債をどんどん起こしてっていえばちょっと変ですが、道路の拡幅工事だとか様々な新しいものも現実にはやってるわけですよ。ですから、そこら見ますと、やはり財政というものをもう少し総合的にやはり見て、もう一回やはり行財政計画、まあこれは計画の中で基づいてやってるけれども、当然思いつきでやるっていうことはあり得ないことだし、やってないことでありますけれども、相当やはり慎重を期してやっていかないと、かなり潟上の財政というのは硬直化し、そして今度将来にわたって必要なときに財政出動なり事業展開ができないと。少なくとも、その再建団体までいかななくても、硬直化すればそういうふうなことが、住民の、市民の需用に応えられないというふうな事態だって発生しかねないので、まあ事務組合だとか、例えばグリーンランドだとか、様々なね、もう絶対減ることはない、増えていっても、そういうふうな行政環境にあるわけですから、ここらはひとつ計画的に、我々議会と一つの方向軸なり、今の現状、立ち位置を共有しながら進めていくという柔

軟性というものを、執行権が市長にあるわけですがけれども、我々議会側とも念入りに詰めて、そしてやっていくという姿勢をできればお願いしたいなど。ただ出てきたものを我がすまないから反対だということじゃなくして、提案されたものは我々も前向きに捉えながら向き合っていきたいと思いますので、事前にそういうふうなことをきちっと年度の終わり、あるいは年度の始めにお互いにそういうふうなことをセッションできればいいのかなというふうに思っていますので、一生懸命、市長を先頭に頑張っているということは私ね否定もしないし、それはそれで評価しておる部分も多々ありますので、市長ね、お互いに、まあ市長から見れば、よし分かったと、議員諸君の言うこともよく聞きましょうと。で、我々もまた、話したことを少しでも執行の中で反映させてもらえれば、よし一緒に進もうというそういう雰囲気は今まで以上に醸し出されるというふうに思っていますので、市長の政治姿勢、我々チェック機関のまた柔軟性、これがかみ合ったときに初めて将来展望が開ける、3万2,000、幸せの潟上が構築されていくだろうと、私はそういうふうに思っていますので、一にも二にもこの財政なくして全てが始まりません。財政に始まって財政で終わると、こう言っても過言でないと思いますので、そこら辺、私の考えがもし誤ったり行き過ぎだとすれば撤回なりしますけれども、もう一度、市長から、私の考え方についてはどういうご感想を持たれるのか、率直にお聞かせいただければありがたいと思います。3回ですからこれで終わりますので、思いの丈を答弁していただければ幸いに存じます。

以上です。いかがでしょうか。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 堀井議員の再質問にお答えさせていただきます。

財政運営等については、まあ政策的に考え方については個々それぞれの考え方もございますので、堀井議員の考え方にして是も非もお答えはちょっとできないかと思っておりますけれども、いずれお話の中にありましたとおり、私としては市政運営を進めていく上でこういった財政状況、市の市政発展に向けた取組については、今後も引き続きしっかりと市議の皆様話し合いの場を持ちながら、しっかりと市政運営を進めていきたいと思っております。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 将来負担率についてお伺いいたします。

令和5年度潟上市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見

についてというふうなところを見ますと、４ページ、将来負担率が令和１年では60.0パーセント、令和２年は66.0パーセントというふうに、ぐっとこう下がってきまして、令和５年では32.3パーセント、まあ今年度、去年度ということですが、この要因ってというのは、今回ここまで来たってというのはどういうふうなことが要因として挙げられたのか、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

将来負担比率の増減の要因でございますが、前年度から比較いたしますと、分母であります標準財政規模から控除財源を差し引いた額が約7,300万円ほど増加しております。分子であります将来負担額から充当財源可能額を差し引いた額、これが地方債現在高の減少などによりまして将来負担額が約14億ほど減少しております。それから、基準財政需用額の見込みの減少等により、充当財源が約11億ほど減少したため、分子全体が約3億900万円ほど減少しております。そういった要因で、比率は前年度から4.1ポイントほど減少しているという状況でございます。

○議長（小林 悟） ８番藤原典男議員。

○８番（藤原典男） 今年度の状況を見れば、早期健全化比率基準から見れば随分よろしいような関係だと思いますが、来年度以降というのは、この中に反映されてますか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） 将来負担比率の今後の見通しでございますけども、同じく減少が見込まれるわけでございますが、その比率の上昇を抑えるために、例えば繰上償還であったり、財政調整基金、各種積み立てに努めてまいりたいというふうに考えております。

その将来負担比率の県内の市で比較しますと、現在把握している比率では、県内13市の中で本市は良い方から４番目ということになっておりますので、まあ将来負担比率はそういうふうな現状であるということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

【日程第６ 報告第４号 令和５年度潟上市水道事業会計継続費精算報告書について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第６、報告第４号 令和５年度潟上市水道事業会計継続

費精算報告書についてを議題とします。

報告第4号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

報告第4号 令和5年度潟上市水道事業会計継続費精算報告書につきましては、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

令和5年度潟上市水道事業会計継続費精算報告書の内容について申し上げます。

対象事業は、資本的支出の1款資本的支出1項建設改良費の（仮称）新天王浄水場整備事業でございます。事業年度は、令和4年度から令和5年度までの2年間で、全体計画の総額は16億6,623万3,000円、実績の総額は16億614万800円、差額6,009万2,200円は請負差額でございます。主な財源といたしましては、企業債と国庫補助金でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第7 議案第45号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第7、議案第45号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第45号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） それでは、ピンク色の表紙の説明資料の1ページをお開き願います。

議案第45号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、国民健康保険法の一部改正に伴い、令和6年12月2日以降、被保険者証が廃止となることから、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定を削除するものでございます。

なお、この条例は、令和6年12月2日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 今回の改正というのは、12月2日からマイナ保険証の実施に伴って現行の健康保険証が廃止されるために、被保険者証の返還を求められてもこれに応じない者に対する罰則に関する規定を削るというものですが、この前提となるのは、現行の健康保険証からマイナ保険証への切り替えが前提となっているものだと思いますね。それで、マイナカードは任意のはずではというふうな声もありました。また、健康保険証を残してほしいという声も多くありました。マイナカード保有者の中でも現行保険証を残してほしいという多くの声もありまして、それで本日の魁新聞でも報道されておりますが、厚生労働省ではマイナ保険証の利用率、最高で5月が7.73パーセントぐらいの低い段階なんです。

で、質問なんですけれども、現在、国民健康保険証を持ってる方、9月30日で終わりますけれども、10月1日以降、それから12月2日以降は、これの施行の実施なんですけれども、どうなっていくのかというふうなこと、資格証の発行というふうなことも言われておりますけれども、もしそうだとすれば毎年発行されるのか。それから、本市での国保者の数と、マイナカードを持ってない方はどれくらいいるのか。それから、窓口対応は十分に説明できる対応、準備があるのか。そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

令和6年12月2日以降、被保険証が廃止になりますが、交付済みの被保険者証は、経過措置により有効期限まで使用することができます。潟上市の国保の場合は、令和7年9月30日まで使用することができます。令和6年12月2日以降は、新たに被保険者証が発行できなくなるため、マイナ保険証を持っていない方に対しては、保険診療等を受けられるよう資格確認書を交付することになります。資格確認書は、令和6年12月2日以降、マイナ保険証を持っていない方の新規加入や再発行時等に交付します。有効期間は、令和6年12月2日以降の交付の日から令和7年7月31日までを予定しております。その後については、有効期間を1年間とし、毎年更新することになります。

マイナ保険証の加入状況であります。国保連の資料によりますと、令和6年6月対象月で潟上市の場合、加入者数5,821人に対し、マイナ保険証の登録数は3,818人、マイナ保険証登録率は66パーセントです。ですので、マイナ保険証に登録されていない方

がまだ2,003人ございます。今後の窓口対応についてでございますが、健康保険証の送付時に今後の窓口対応、また資格確認書等について周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） ただいまマイナ保険証を持っていない方が2,003人というふうな回答がありましたけれども、これは国保に加入していてもマイナカードを持っていない数というふうなことです。確認ですけれども。

それから、国民健康保険証は滞納があれば短期保険証になるわけですが、ここら辺についてはどのようになりますか。同じ資格、その確認書というふうなことになるのか、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

潟上市の国保において、加入者数5,821人に対して2,003人の方がマイナ保険証に登録されていないということでございます。

被保険者証の廃止に伴い、長期間保険税を滞納している方に配布しております被保険者証資格証明書、これについても制度が変わることになります。被保険者証資格証明書の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨、事前に通知をすることとなっております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 現在、短期保険証を持ってる方が、この制度になれば、あれは半年ごとに現在発行されてるでしょう。ですから短期保険証を持ってる方が、この制度に代わっていけば、また短期、半年ごとの資格証明書というんですか、確認書というんですか、そういうふうになるのか、そこら辺はどうですか。

私は後でこれについて討論したいと思いますので、そのとき討論したいと思いますけれども、やはり、今、健康保険証を残してほしいというふうな声があるし、それから能登半島地震の際も、停電だ、それから機械が使えなく、故障でどうのこうのっていうときに、やはり現行の保険証がやはり有効なんですよね。だから、もう施行段階に入ってきてますけれども、やはり国に市の方でもね、こういうふうなこと要望していったらいい

いと思うんですよ。問題点いっぱいありますよね。個人情報漏れていくとか、そういうふうなことでやはりマイナカードを持たない方もいると思うんですよ。そういうふうな声も国の方に届けていってもらいたいと思います。

それで、まず短期保険証の方がどうなっていくのか、そこら辺、その方も1年としてのものか、それとも半年ごとのものなのか、お願いします。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

被保険者証の廃止に伴い、短期被保険者証の仕組みは廃止となります。ただし、先ほどの被保険者証同様、交付済みの短期被保険者証はそのまま有効となります。有効期間が切れた後につきましては、マイナ保険証がない場合は資格証明書を交付することになります。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

暫時休憩したいと思います。11時15分まで休憩します。

午前11時04分 休憩

.....
午前11時15分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に戻り会議を開きます。

【日程第8 議案第46号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第8、議案第46号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第46号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） それでは、説明資料の2ページをお開き願います。

議案第46号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、生活保護法及び児童手当法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、進学準備給付金の支給対象が追加され、給付金の名称が「進学準備給付金」から「進学・就職準備給付金」に改正されたことに伴う引用箇所の改正と、児童手当の所得制限が撤廃されることによる特例給付の廃止に伴う関係部分の削除でございます。

なお、この条例の「進学準備金」を「進学・就職準備金」に改める改正規定は、公布の日から、特例給付の廃止に伴う関係部分を削除する改正規定は、令和6年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 参考のところに（1）に書いてありますけれども、「進学準備給付金の支給対象が追加され」というふうにうたっておりますが、どのような内容になったのかをお願いします。

○議長（小林 悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

従来までは、進学準備給付金として高校等を卒業して大学や専門学校等に進学した場合に新生活立ち上げ費用を支援するという事で給付金を支給しておりましたが、それに加え、高校等を卒業して就職する方につきましても給付金をまず給付するという事で追加となっております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第9 議案第47号 潟上市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第9、議案第47号 潟上市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第47号について、当局より提案理由の説明を求めます。古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） それでは、説明資料の３ページをお開き願います。

議案第47号 潟上市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、天王グリーンランド株式会社の解散に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、条例中の「天王グリーンランド株式会社」の部分を削除するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） これちょっとね、私の今質問が、あなた見当違いじゃないのと言われるかもしれませんが、あえてさせていただきます。

このグリーンランド株式会社が解散されたと。で、今まで行政側、市の側から出資していたお金が五千何百万返ってきたと。それを今後どう活用するか検討したいという市長報告でありましたが、それはそれとして、この条例を廃止することによって、確かに委託をしてるし、委託された業者さんが、この4月からかな、運営をやっているということは重々承知してます。で、今までは、天王の時代から二十数年間にわたって、行政が何らかの出資をすることによって、ある程度そこの地域の施設だとか全体の運営に対して、いい意味での意見を言ったり、場合によっては時の副市長だとか、あるいはまた派遣されていく。そして、ほどよく、バランスよく行政の声も反映されながら、発展のためのプロセスを歩んだと、私はそういう捉え方をしてます。しかしながら形態が変わったので、民間の会社に委ねたということなので、介入できないと、まして解散したからこれは廃止すると、こういうことだってことは重々分かるんですが、私やはり、民間の会社にお任せしたことはいいんですが、議決もしたし、私はそれに異論唱えたけど、要は、この建物、食菜館であれ、温泉であれ、何からなにまで全て所有権は潟上市のものです。何十億という時々の税を投入して築き上げたものです。そして私はあえて言えば、潟上一つていうか、昭和のブルメーッセもありますけども、それと並ぶ二大集客、観光の拠点であり、産業の拠点であり、雇用の拠点である。ここがですよ、これがなくなることによって、行政が財産管理上、全体の発展のため、どういう形で関与できるのかなと、単純に考えた場合。もう委ねたんだから口出しできないということでもいいのかと。

何らかの形でやはりツールを残しておいて、そして行政と一体となって時代に合った進め方をするという私はスタンスは維持すべきだと思います。

で、今回、まあ出資金返還されたんだから、その部分の条例要らないということのまずね提案は分かりますけれども、私やはり今後の対応として、それに代わるっていうか、限りなく行政の意向なり、毎年当然指定管理料というのは七、八千万行くわけだから、それひとつとってみても、私はやはりこの部分というのは、今、瀬戸際。業者さんにしてみれば、よしやったと、あと我々のところで自由奔放にできるから、行政口出さないでくださいと。ならないでしょうが、なりかねない。ですから私は何らかのやはりそういう意味での抑止力っていうか、その8,000万の税金投入、指定管理、あるいは市の財産を守っていくという素直な側面、視点から、これはこれとして今後どういうふうな対応を考えているのか。まさにこれやめたから、あとはもう残らずっていうか、それではやはりいかなものかと。必ずまた何かの問題が発生しかねない。あそこね、委ねるわけにいかないですよ。経営そのものはいいいとしてもね。全体の、全体ガバナンス、公園そのものの。ですから、今まではまずそれまでの経緯を知ってる人方が、築き上げた人方が中に入って、経営、プロセスを経ながら積み上げてきた。それがなくなったわけだから、突然に。だからそこらやはり行政として真剣に、しかも前向きに、こういうシステムで、財産なり、潟上の拠点であるあっこの発展を担っていくんだと、進めていくんだというものの、同時にやはりお示ししていただきたいというのが私の思いですが、今日ここで出せったってこれは無理でしょうが、間髪入れないで、12月であれ、来年の春までかかって、今、私が申し上げたようなことを具現化するというふうな決意をお聞かせいただければ、安心して市民も我々議会もこのことを条例廃止することに賛成できるのかなというふうには思いますけれども、ちょっとね条例廃止からちょっとこうフライングぎみな質問だかもしれませんが、一体のものとして私は捉えていますので、そこら辺ひとつ考え方を、ただこれもまた議員の考え方は考え方で、我々は執行者としてまた別だというふうなことであれば、まあ一言でいいですけども、私はそういうようなことを議員の一人として非常に懸念しますので、そこら辺についてお答えいただきたいと思います。

市長、私の聞き方がフライングだということを言ってるかもしれねえども、ただそう言わないで、やはりここで議論しておかないと、次のステージになかなか進めないというのが私の素直な気持ちですから、そこら辺ひとつ、担当部長でもいいですよ。まずね、

市長でもいいし、そこらひとつ。この時点でできる範囲でお答えいただければと思いますが、いかがですか。

○議長（小林 悟） これ議案とはちょっと関係なくなるんで、別の機会で質問いただければいいんじゃないですかね。

○7番（堀井克見） 議案と関係ないということは、私は……

○議長（小林 悟） じゃあ、まず……

○7番（堀井克見） いいですか。

○議長（小林 悟） 市長が答え……

○7番（堀井克見） 前段でちょっとフライングだがも知れねえどもってお断りをしながら、丁寧に私は将来を憂いて聞いているつもりなんです。ですから、これが議案と関係ないから答えられない、だめですという議事整理するのであれば、それはそれで結構です。ルールがありますから、議会というのは。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 堀井議員の質問にお答えいたします。

まず、話として2つに分けさせていただきたいと思います。

1点目、確かにこれまで天王グリーンランドが解散しまして、今年度から新たな民間事業者が指定管理を受けております。その指定管理の内容としましては、あくまでも3施設にかかる運営にかかる部分でございまして、施設そのものについては潟上市の財産でございしますので、やはり施設そのものの大規模改修等あった場合には、当然ながら指定管理者としっかりと話し合いをしながら進めていくものでありますので、指定管理者が無下に施設を勝手に改修したり、変えたり、こういったことは一切ございません。

それと2点目の、また公園施設としての今後の在り方については、これまた長期的な展望等も必要でございしますので、今定例会でまだ具体的な検討もしてない中ではご答弁することかないませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） この天王グリーンランド株式会社を解散するというのは、当初、年度始まる前からいろいろ検討されて、新たな指定管理制度の下で指定をされておりますけども、当初我々に説明したノリット・ジャポンですか、ああいうのがころころ変わって、今、株式会社くららというものが、例えば販売所の方がですよ、変わってるわけです。で、グリーンランド株式会社解散に伴って出資金、資本金を全て出資者にお返しす

るというふうに聞き及んでおったけれども、実際にはどういうふうな経過でその筋書きができて、どういうふうにして我々に解散の認定を今日いただくというふうなことなのか。もうちょっと資料がなければ分からないんです。市民が大体分からんと、こう言ってますので、その辺の説明をちょっとお願いできますか。

○議長（小林 悟） これ、まあ戸田議員、議案と関係ない話になるんですけども。

○4番（戸田俊樹） 問題がいっぱいある。

○議長（小林 悟） まあ答えできれば答えてもらってもいいけども。

○4番（戸田俊樹） できねばできなくてもいい。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 戸田議員のご質問にお答えします。

今回提案しております株式会社天王グリーンランドにつきましては、解散して、行政報告でも説明したとおり、それぞれ持ち分について返還が行われて五千何がしのお金が来ております。一方で、今年度から委託を受けている、今、現地の法人としてかたがみクラブという会社名になっておりますけれども、ここの天王グリーンランドの関係性につきましては、まあ出資の在り方については全く関係ないものだと思っておりますし、確かに事業提案の段階ではそういったノリット・ジャポン等を含む何社かの共同事業体でありましたけども、その共同体が市内で事業を行う上で現地法人を立ち上げて、かたがみクラブという名前で、現在、指定管理を行っているという流れになっております。

以上であります。

○議長（小林 悟） 4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） グリーンランド株式会社を解散してるだけのこの提案であれば、それはそれで結構ですけども、内在するものがいっぱいあるわけですよ。市長の稼げる力なんて言いながらですよ、我々農家が出荷してもですよ、その部分でいろんな問題が発生してると。利益を食われているということを知ってるはずなんです。ですから、あえて質問あとしませんけども、産建に付託するんでしょ、この関係は。ここでも決めてしまうんですか。どういう状況になるんですか、ひとつ。

○議長（小林 悟） 産建に付託いたします。

○4番（戸田俊樹） やっていただいて、我々の方にも今までの経緯を説明するような資料を提示をお願いしたいと、こういう要望しておきます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第10 議案第48号 令和5年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第10、議案第48号 令和5年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

議案第48号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） それでは、議案書の11ページをお開き願います。

議案第48号 令和5年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

令和5年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明いたします。

未処分利益剰余金2億83万1,494円のうち、6,000万円を資本金に組入れし、6,000万円を建設改良積立金に積み立てるするものでございます。処分後の残高8,083万1,494円は、繰越利益剰余金として令和6年度に繰り越しいたします。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第11 議案第49号 井川町・潟上市共有財産管理組合規約の一部変更について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第11、議案第49号 井川町・潟上市共有財産管理組合規約の一部変更についてを議題とします。

議案第49号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、ピンク色の表紙の説明資料の4ページをお開き願います。

議案第49号 井川町・潟上市共有財産管理組合規約の一部変更についてご説明いたします。

本規約の一部変更は、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、井川町と協議の上、井川町・潟上市共有財産管理組合規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更内容についてでございますが、組合の解散があった場合の事務継承及び決算審査について定めること、それから共有地情報の変更で、井川町井内字林坂地内の国有地名義となっていた土地について、登記が井川町と潟上市の共有名義に戻されたことに伴う変更でございます。

なお、この規約は、秋田県知事の許可を受けた日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

【日程第12 議案第50号 井川町・潟上市共有財産管理組合の解散について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第12、議案第50号 井川町・潟上市共有財産管理組合の解散についてを議題とします。

議案第50号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、説明資料の5ページをお開き願います。

議案第50号 井川町・潟上市共有財産管理組合の解散についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第288条の規定により、井川町と協議の上、井川町・潟上市共有財産管理組合を解散することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容についてでございますが、井川町・潟上市共有財産管理組合を令和7年3月31日

をもって解散しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

【日程第13 議案第51号 井川町・潟上市共有財産管理組合の解散に伴う財産処分について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第13、議案第51号 井川町・潟上市共有財産管理組合の解散に伴う財産処分ついてを議題とします。

議案第51号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、説明資料の6ページをお開き願います。

議案第51号 井川町・潟上市共有財産管理組合の解散に伴う財産処分についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第289条の規定により、井川町と協議の上、井川町・潟上市共有財産管理組合の解散に伴う財産処分に関して定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

財産処分の内容についてでございますが、組合の解散により生じた債権現金、森林保険料については、井川町・潟上市共有財産管理組合規約に定める経費の負担割合に応じ、男鹿南秋森林組合出資金については、出資額に応じて井川町と潟上市で配分しようとするものでございます。

なお、参考までに、次の7ページに土地と山林取扱いについて記載しております。潟上市の持ち分を井川町に有償で譲渡する内容でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 私もこの井川と潟上の財産組合の議員をやらせてもらってますので、おおむねここまでの流れは承知しております。それを前提にしてちょっとお尋ねしますけれども、いよいよ、この51号はですね、解散に伴って財産をね、財産、財産をどう分けるかと。で、保険だとか、あるいはまた出資金というのがきちっとした按分基準、いわゆる負担割合も決まっていますし、按分基準がありますから、これに3分の1とか80万とかって分かりました。

で、7ページなんですけど、土地及び山林の取扱い。これも町村間、いわゆる潟上市と井川の2つの自治体が有償で譲渡すると、こういうこと書いてます。で、この財産組合のときには、まあちょっと話も出たんですが、確定的な数値は出てませんでしたので、土地及び山林の取扱い、有償で譲渡の手続を行うと、行政間で行うということ、まあこれも一つのルールというものがあってやられるとは当然想像できますけれども、その土地、それから山林、山林って言うてみれば杉なのか松なのか雑木なのか、樹木だね。これも持ち分によって云々と。で、これ森林組合等々の積算根拠の中でやられるっていうことは伺っておりますけれども、具体的にお互いに有償譲渡した場合、言うてみれば井川町から潟上市にお金が入ってくることになります。土地代幾ら、樹木代幾ら。これから交渉するということじゃなくして、当然、もうお互いにすり合わせをし、いけるといふ、十中八九、その関係の中でこういう議案を提案されてると思いますから、ズバリ申し上げます。土地と山林っていうのは幾ら来るんですか。それから山林、樹木の部分、幾ら来るんですか。合わせて、どんだけの有償譲渡ということの上で潟上市には入ってくるのか、それを明確にお示しいただきたいと思います。

以上。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

この間、市政協議会でこのことについて協議をいたしましたけど、その市政協議会の資料の裏面の方に、その金額について記載してございます。で、土地につきましては、潟上市の持ち分として約1,089万3,486円、それから山林につきましては547万2,004円、合計で1,636万5,490円、この見込みで契約を締結し、井川町からこの部分の収入が入るというふうなことでございます。

○議長（小林 悟） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

【日程第14 議案第52号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第14、議案第52号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

議案第52号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） それでは、説明資料の8ページをお開き願います。

議案第52号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてご説明いたします。

本規約の一部変更は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、令和6年12月2日以降、被保険者証が廃止となることから、広域連合規約の一部を変更することについて関係地方公共団体で協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更内容でございますが、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。

なお、この規約は、令和6年12月2日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 後期高齢者医療については、高齢で病気がちっていうふうなことで、保険者証については資格証明書を発行していないというふうに思っておりましたが、条例はこのとおりのようなんですけれども、実際は資格証明書は発行していないと私は思っておりますが、そこら辺はどうですか。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

資格証明書であります。手元の資料の令和3年から令和5年の実績ではゼロ人、資格証明書を発行している人はおりません。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 今答弁がありまして、資格証明書は発行はゼロだということのようですけれども、しかし改正的には被保険者証及び資格証明書というふうなところを資格確認書等に改めるっていうふうな必要はないんじゃないかなと。結局、資格証明書を発行していなければ、あえてこちら辺は書かなくてよかったんじゃないかなと思うんですが、意味分かりますか。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

現在、資格証明書の発行はしておりませんが、今後、被保険者証に代わって資格確認書の方の交付がございますので、その文言について資格確認書等に改めるものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

【日程第15 議案第53号 令和6年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第15、議案第53号 令和6年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）についてを議題とします。

議案第53号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） それでは、説明資料の9ページをお開き願います。

令和6年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）についてご説明いたします。

はじめに、予算の規模でございます。

補正前の額161億416万4,000円に補正額7,344万3,000円を追加し、補正後の額を161億7,760万7,000円とするものでございます。前年度9月補正予算後の予算との対比は、3,387万2,000円、0.2パーセント減でございます。

補正予算の財源でございますが、特定財源が諸収入5,108万6,000円、一般財源が地方交付税2,235万7,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

補正予算の内容についてご説明いたします。

（1）新型コロナウイルスワクチン定期接種事業7,053万7,000円は、個人の重症化予防と重症者を減らすことを目的に実施する予防接種における経済的な負担を軽減するため、予防接種費用の一部を助成するものでございます。対象者は、65歳以上の方と60歳から64歳までの一定の基礎疾患を有する方で、接種費用約1万5,300円のうち、国が負担する8,300円を含め1万1,300円を助成いたします。これにより、自己負担は約4,000円となります。なお、生活保護世帯の方は、全額助成となるため自己負担はございません。実施期間は、10月1日から来年3月31日までを予定しております。

（2）新型コロナウイルスワクチン任意接種事業290万6,000円は、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、予防接種費用の一部を助成するものでございます。対象者は、生後6か月から18歳（高校3年生相当年齢）までの方で、接種費用約1万5,300円のうち、市が単独で1万1,300円を助成いたします。これにより、自己負担は約4,000円となります。また、生活保護世帯、住民税非課税世帯の方は、全額助成となるため自己負担はございません。実施期間は、（1）と同様となっております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。14番 鑑 仁志議員。

○14番（鑑 仁志） 今説明受けましたけども、これ基礎疾患を有する方ってあります

けども、これ何名おるのか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

それから、2の方ですけども、生後6か月から18歳まで、高校3年まであるけども、これ何名おるのか。ちゃんと調査してると思うので、そこら辺のどこちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（小林 悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

60歳から65歳未満の基礎疾患を有する方が何人いらっしゃるということですが、そのうちの、このたびの接種をすると見込んでいる人数と65歳以上の人数を合わせた人数で見込んでますので、具体的な数値は現状では分かりかねます。

それから、生後6か月から18歳の方につきましては、今年の4月の段階で3,869人いらっしゃいまして、そのうちコロナの予防接種を受けるであろうという見込みの人数が243人としております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 14番 鑑 仁志議員。

○14番（鑑 仁志） これ予算出すためには人数がちゃんと、人数がいるために予算が出てくると思うんですよ。それを分からないではちょっと困るんですけども、予算つけるために人数が分かってなければ、これ予算できてこないでしょうが。そこら辺どういうものですか、もう一回。

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午前11時57分 休憩

.....
午前11時59分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

4月現在で、まずコロナワクチン接種をまず受けるという見込みの人数を弾くときに、基礎疾患を持ってる方の具体的な人数というのが個別に調べることができませんで、65歳以上の人数と含めて積算しております。その人数が6,155人ということで見込んでおります。

以上でございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。16番伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） 同僚議員からあった質問と若干かぶるかと思います。

これ、今回、国の新型コロナ定期接種助成金事業だと思うんですけども、この予算を試算するに当たっての計算の方法が、令和5年の秋の開始接種における65歳以上の接種率、接種者数を参考に令和6年の定期接種者数を推計して国に請求するというふうなものだったと思います。それが実際8月に行われたんでないかなと思います。で、実際この5,108万6,000円になったこの試算の内訳として伺いたかったんですが、さらにこれが4分の1になって支給されるというふうに伺ってますが、この認識でよかったですか。

○議長（小林 悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

伊勢議員おっしゃるように4分の1ということで支給されることになっております。以上でございます。

○議長（小林 悟） 16番伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） この後、事業が、ワクチン接種が終わって確定した後に、また改めて国に請求するものになるかなと思います。で、本市では市独自に1人1回接種当たり3,000円を助成する。また、子育て世帯に対しては市で1万1,300円を助成するというもので、独自のものと市長の行政報告でもありました。なかなかすごいことだなと思うんですけども、これの試算に当たっても、このもともとの国に請求したものを参考値にしてこの予算を決めたものでしょうか。

それと、予算書の方にあります20款5項雑入というふうにここに記載されてます、5,108万6,000円が。現時点では雑入というふうな扱いになるということでしょうか。併せて、すいません、お答えください。

○議長（小林 悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

任意接種の見込みというか積算の根拠のことをまずお聞きになってるかと思いますが、生後6か月から18歳の方についての積算根拠は、昨年のコロナ接種の接種率を基に人数を見込んでおります。というのは、昨年、このコロナ接種が無料だったにもかかわらず、まず接種者が少なかったということと、あと今回、コロナ接種はまず助成があるにしろ自己負担があるため、まず接種者はさらに低いだろうという予想のもと、

昨年度のコロナの予防接種の接種率を基に見込んでおります。

2つ目なんですけれども、まず雑入でよろしいのかというお話でしたけれども、今回は国からの直接の入金ではなくて、国の外部団体、新薬・未承認薬等研究開発支援センターというところなんですけれども、そこから入金になるため雑入に入っているものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 16番伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） 詳細にありがとうございます。雑入については理解しました。ワクチン接種のこの予算を決めるに当たっての試算ですけれども、実際そのワクチン接種率というのは、この後も下がっていくんではないかなというふうに、市民の声からも予想できます。実際、でもその中でこういうふうに、もしかしたらね既往歴があって重篤化するということに対して不安を感じてる市民に対して、こういうふうな市独自の助成金があるということは、とても喜ばしいことだなと思っておりますので、頑張っていたきたいなと思います。終わります。

○議長（小林 悟） ほかに。9番中川光博議員。

○9番（中川光博） 議長、確認と質問するんですが、今日これ採決するんですか。

○議長（小林 悟） 採決します。

○9番（中川光博） いつしゃべったの、それ。

○議長（小林 悟） しゃべってはいません。ただ、この議案というか物事については、早く決めてもらわないとうまくないので、今回決めたいと思っております。

○9番（中川光博） 今日採決するっていう理由をはっきり言わないと、いつも予算委員会で予算に関することは議論していただいているので、今日採決だっていうの今初めて聞いたので、それちょっと説明していただきたい。もう一度しっかり、なぜ今日採決するかってあたり。

○議長（小林 悟） じゃあ担当から説明してもらいます。伊藤福祉保健部長。

もちろんもちろん、議運でも決めたことですし。まだ理由だけ。そうすれば、この間、議運で決めました。そのことで確定しております。

○9番（中川光博） 分かりました。

じゃあ質問ちょっとさせていただきますけれども、いい。

○議長（小林 悟） はい、どうぞ。

○9番（中川光博） いいの、そのあたりは。じゃあ、先日の市政協で、この件についてちょっと質問させていただいたんですが、今回のこのワクチンっていうのは、なぜワクチン打つのかっていうその背景がちょっと見えてこないっていうことで教えてくださいってのも、前回の市政協のときお話ししたら、そのあたりまだ、数字でちゃんと示してくださいっていうふうなお話ししたら、伊藤部長が、そのあたりはまだしっかり数字が出てないので分かりませんっていうふうなお話いただいたので、で、常任委員会のときちょっと質問しようかなと思ってたら、今日採決だっていうので質問させていただきますけれども、言いたいのは簡単、単純明解で、これ国の方でワクチンを打ちなさいと。で、その理由っていうのは、個人の重症化の予防と重症者を減らすことを目的に実施しますよっていうふうなことのようですので、それはそのとおりでいいんですけれども、従来もワクチン、ワクチンっていうと、かなりその患者がね出てる状況なので追加でワクチン、ワクチンっていうふうな流れだったと思うんですが、今回また唐突にこのワクチンを打つ状況が国の方から各市町村に、自治体に、ちゃんとワクチン打ちなさいよというふうな流れですけれども、その背景っていうのを、じゃあ現状、最近のこの病気の、あるいはコロナの感染状況っていうのは、状況、どういう状況にあるのかっていうのをしっかりまず知りたいっていうことが一つです。

で、2つ目あるんですが、国の方からワクチン打ちなさいよっていうふうなシグナル来てるんですけれども、これ必ず国が打てって言っても、自治体の方でちょっと打ちませんよとか打ちますとかっていう判断もできるんですが、これまあ自治体の責任のもとに今回ワクチンの提案されてますけれども、今回のこのワクチンっていうのは何ていうワクチンで、そもそもそのワクチンっていうのは安全性がどのくらい我々に知らされてるのか、あるいはそのワクチン、これから打とうとするワクチンの安全性がどれくらい知らされてないのかっていうのがさっぱりちんぷんかんぷんなので、今日議決取るっていうのも判断のしようないですよ、今時点で。ですので、この前、市政協のときお話ししたように、まずは現状のワクチンがどういうふうに広がってるのか。だから潟上市も市民の皆さんに案内するよっていう大前提がないと成り立たないと思うので、そのところまず最初お話しします。

○議長（小林 悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がお聞きなさってるのは、感染の状況ということでよろしかったでしょうか。

○ 9 番（中川光博） はい、全体の状況などです。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） 秋田中央地区、まず秋田市を除く男鹿潟上南秋地区のことなんですけれども、感染状況につきましては、まず7月頃から増加しているという状況です。で、8月19日から25日までの1週間で行った調査によりますと、これは定点になってる医療機関での調査なんですけれども、感染者報告は106人でした。それで先週とその前の週と比べまして9.5人、あ、前の週が、あ、違うな、患者数を医療機関で割ると1医療機関当たり17.67人となっておりますが、これは前の週につきましては9.5人でしたので増加している状況となっております。

それから、もう一つワクチンの種類がまだ知らされてないというお話なんですけれども、ワクチンの具体的な種類っていうのは、まだ国の方から示されておりましたが、国のワクチン部会の方で、まずその安全性、まず前回と同等の安全性が確保されたワクチンをただいま検討中でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 9 番中川光博議員。

○ 9 番（中川光博） よく見えてきました。最近、最近増えてると。一病院当たり、ここ2週間見ると9.5人が17.6人になったということで、トータル的には106人っていうふうな数字ですので、よく見えました。こういう感染の状況が広がってるっていうことのようにですね。そのあたりもう一回部長、部長のお口から、こういう数字の状況なので感染状況が広がってるっていうふうなこと、もう一回ちゃんとお話していただけますか。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 中川議員のご質問にお答えします。

現状の背景としては、先ほど部長が答弁したとおり、若干先々週よりですか増加傾向にあるという状況はありますけれども、そもそもこのコロナに関しましては、2類から5類に移行しましてインフルエンザ同等の扱いの中で、インフルエンザもいつも定期接種しておりますけれども、こういった並びというか同等の中で定期接種と、特に国の補助が入ってるものについては重症化しやすい高齢者の方であるとか、本市であれば子育て世帯も、これは視点としては経済的な負担の軽減という視点で準備しているという形でございますので、特段広がってるからやるというものではなくて、これはやっぱし、これからもこういったインフルエンザ同様、コロナワクチンとも付き合って生活していかなければいけないわけでありますので、そういった意味では市民の皆様の健康や安

全・安心を守るために、市単独の事業、または国がいつまで事業を継続するか分かりませんが、国は、国の財源も活用しながらそういった安全・安心を確保していくというのが主眼にございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 9 番（中川光博） もう一回できるんではたっけ。

○議長（小林 悟） あ、もう一回どうぞ。

○ 9 番（中川光博） 背景がよく見えましたので、この事業進めたいという理由にはなると。で、今度、今度打つワクチンなんですかってお聞きしたら、国の方からまだ示されてないということですので、普通はあれでしょう、今までのワクチンっていうのも、さっき部長の説明で、今までのワクチン接種の同等の効果の出るワクチンだというふうな説明ありましたけれども、私の聞く限りによると、今までもワクチン打った方の後遺症、あるいは亡くなる方っていうのは全国ベースではしっかり数字あるじゃないですか。厚生労働省のホームページにしっかり出てますけれども、それと同等のワクチンだということ、またそういう危険性がまだ解消してるわけではないというふうな部長のお話だったと思うんですが、打ちたい背景は今、市長も部長もおっしゃったとおり、まあそういうことだと。2 類から 5 類、いつ広がるか分からないというふうなそういう背景なので分かりましたけれども、肝心かなめのこの注射の液、ワクチン、これがどういうワクチン打つのかってのは全然、部長のサイドでもまだ国から知らされてないということだと、なおさら、しっかりした安全なワクチンなのかどうか、これ一番今ちょっと疑問に思ってます。前回のワクチンもしっかり厚生労働省のホームページですと、そのワクチンの効果でかなり亡くなってる方いらっしゃるようですが、部長はこの全国ベースのそういう二次被害っていうか、そういう被害の数字は把握していらっしゃいますかね。

まあなければなくても、いずれ私が話したいのは、こういう国の事業っていうのは国策ですので全国に広がっていきますけれども、実はですね、これ偶然ノート見たら、これ最近の数字ではないんですけれども、国のこういうワクチンを打つ国の施策で後遺障がいが出て、大変際立った結果が出てるってのが、ここ四、五十年間見てもかなりあるんですよ。ちょっと時間かかりますけれども、2 分ぐらいのところで言ってみますか。ここ 20 年よりちょっと先ですが、2002 年、イレッサ。2002 年、薬害肝炎。1996 年、薬害ヤコブ。1993 年、コスモシン、ソリブジン。1989 年、新三種混合ワクチン禍。1988 年、陣痛促進剤。1983 年、有名な薬害エイズ、薬害エイズ。1975 年、三種混合

(D P T) ワクチン禍、クロマイ。1973年、菌短縮症。1971年、クロロキンっていうふうな、いろんなその病名のワクチン打ってる後遺症ってのが、薬害被害ですね、簡単に言うと、これずらっとまだあるんですよ。あとと言いませんが。で、今、部長のお話だと、どういうワクチンを打つか分からないっていう状況で、市民の皆さんにね選択してくださいって意思表示ですので、そのあたりね、しっかりやはりどういうワクチン、背景っていうのは、打つ背景がさっき見えませんでしたので、で、どういうワクチンを打つかっていうその安全なワクチンだよっていうふうなメッセージが全くないっていうのは、ちょっと摩訶不思議なんですけど、やはり国の方でも、前回のワクチンよりはこれくらい安全なので、安全率も高まっているので、こういうワクチンを打ちますよと、これしっかり市民に周知してくださいっていうふうな案内とともに、この事業やっていただきたいと思ってるんですけども、このあたりの説明が何もなしに、打つワクチンはどういうワクチンがっていうのが全く分からないままで事業を進めようとしているので、市民の皆さんにするとね、市の方からそういう案内が行くと打ちますよ、大体。だからそのあたりそれでいいのかなっていうのが私の質問内容です。そのあたりちょっとお答えしてくださいますか、これでいいのかっていうあたり。

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午後 0時19分 休憩

.....

午後 0時22分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどワクチンがまだ未定ということなんですけれども、モデルナ、ファイザー等の種類について、まず未定だというお話をしておりました。モデルナとファイザーはありますが、それ以外にも出てくる可能性もあるということで未定というお答えをいたしました。

それで、どのワクチンを使用するかは個々の医療機関が取扱うメーカーによりますので、それは接種される側の受診者側の考えで、まずその例えばモデルナが打ちたいのであればモデルナを扱っているところに打つということの形になります。これにつきましては、10月の広報でもワクチン接種のことに關しては周知してまいります。

以上でございます。

あと安全性の件なんですけれども、さっき国のワクチン分科会の方で決定して、まずより安全性の高いワクチンを今検討中というお答えいたしました。WHO機関で推奨されているワクチンをまず使用するということは決定されている事項として市の方に通知は来ております。

以上でございます。

○9番（中川光博） 終わりですか。

○議長（小林 悟） はい、終わりです。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立多数です。したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩したいと思います。再開は1時半にお願いします。

午後 0時25分 休憩

.....
午後 1時30分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第16 議案第54号 令和6年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について から 日程第19 議案第57号 令和6年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第16、議案第54号 令和6年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）についてから日程第19、議案第57号 令和6年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第54号から議案第57号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を

求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、説明資料の11ページをお開き願います。

令和6年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）及び特別会計9月補正予算（案）の大綱についてご説明いたします。

はじめに、予算規模でございます。

1の一般会計は、補正前の額161億7,760万7,000円、補正額10億6,820万4,000円を追加し、補正後の額を172億4,581万1,000円とするものでございます。前年度9月補正後の予算との対比は、10億3,433万2,000円、6.4パーセント増でございます。

補正予算の財源でございますが、特定財源が4億6,930万7,000円、一般財源が5億9,889万7,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

次の12ページをお願いいたします。

2 特別会計の補正額は、（1）国民健康保険事業403万4,000円、（2）後期高齢者医療194万円、（3）介護保険事業1億2,115万円でございます。

次の13ページをお願いいたします。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

重点施策「進化する潟上」の創造～3つの力～に基づく事業、公共事業のほか、令和5年度決算額確定に伴う決算剰余金の財政調整基金への積み立て、国県支出金の精算等について計上するものでございます。

1 「稼げる力」の創造の（1）農業生産振興事業311万2,000円は、夢ある園芸産地創造事業費補助金で、農産物の生産性及び品質の向上を図るため、機械・施設の導入、病虫害防除の取組を支援するものでございます。

（2）創業支援事業180万円は、新たな産業の育成による地域活性化を図るため、市内での創業を支援するものでございます。

次の14ページをお願いいたします。

2 「支える力」の創造の（1）地域介護・福祉空間整備等補助事業2,707万6,000円は、施設の老朽化への対応や施設利用者等の安全確保のため、認知症高齢者グループホーム等の改修を行う事業所に対し補助するものでございます。

（2）スポーツによる地域活性化プロジェクト応援金1億9,420万円は、企業版ふるさと納税を活用し、秋田県サッカー協会によるトレーニング施設整備事業を支援するものでございます。

Ⅱ 公共事業の（１）出戸こども園設備改修事業6,474万9,000円は、園児の健康管理や保育環境充実のため、認定こども園施設を改修するものでございます。

次の15ページをお願いいたします。

（２）天王小学校改修事業830万5,000円は、東湖小学校との統合に向けた環境整備のため、新設予定の特別支援学級教室改修や危険箇所改修等を追加するものでございます。

（３）天王総合体育館改修事業１億2,735万6,000円は、体育施設の利便性向上や安全な利用のため、スポーツ振興くじ助成金を活用し、施設の改修工事を行うものでございます。

（４）飯田川ふれあいスポーツ会館改修事業7,742万8,000円は、体育施設の利便性向上や安全な利用のため、施設の改修工事を行うものでございます。

Ⅲ その他の（１）公有財産管理事業275万円は、トレイクかたがみ駐車場脇の歩道の安全確保のため、松枯れにより倒れる恐れがある樹木を伐採するものでございます。

次の16ページをお願いいたします。

（２）財政調整基金積立金４億3,000万円は、令和５年度決算剰余金の２分の１を基金に積み立てるものでございます。

（３）国県支出金の精算9,157万8,000円は、令和５年度国県負担・補助事業の実績が確定したため、精算により余剰分を返還するものでございます。

（４）公共施設解体事業4,131万2,000円は、公共施設の適正な管理と市民の安全確保を図るため、老朽化した旧二田保育園を解体するものでございます。

（５）墓地公園管理事業194万7,000円は、追分地区墓地公園及びその周辺の安全確保のため、松枯れにより倒れる恐れがある樹木を伐採するものでございます。

次の17ページをお願いいたします。

（６）施設調査事業277万2,000円は、施設の修繕や改修に向け原因箇所を特定するために調査を実施するもので、天王温泉くららトップライト周辺漏水調査と図書館本館前庭陥没調査を実施するものでございます。

（７）防火水槽撤去事業409万2,000円は、追分地区の私有地に設置している防火水槽について、地権者の申し出により撤去するものでございます。

このほか、繰越明許費の補正１件、地方債の補正４件を計上しており、内容は記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これで大綱説明を終わります。

【日程第20 認定第1号 令和5年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について から 日程第28 認定第9号 令和5年度潟上市下水道事業会計決算の認定について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第20、認定第1号 令和5年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第28、認定第9号 令和5年度潟上市下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

認定第1号から認定第9号までについて、当局より一括して主要施策成果の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、説明資料の18ページをお開き願います。

認定第1号から認定第9号までの令和5年度各会計決算の概要についてご説明いたします。

1 一般会計は、歳入決算額178億219万6,000円、歳出決算額168億9,042万3,000円、歳入歳出差引額は9億1,177万3,000円で、令和6年度への繰越財源5,223万8,000円を差し引いた実質収支額は8億5,953万5,000円でございます。

次に、2 特別会計の（1）社会保障関係でございます。

国民健康保険事業特別会計は、歳入決算額33億2,222万8,000円、歳出決算額32億4,685万1,000円、実質収支額は7,537万7,000円でございます。

後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額4億187万5,000円、歳出決算額3億9,993万4,000円、実質収支額は194万1,000円でございます。

介護保険事業特別会計のうち保険事業勘定は、歳入決算額41億6,230万3,000円、歳出決算額39億1,075万3,000円、実質収支額は2億1,155万円でございます。

介護サービス事業勘定は、歳入歳出決算額ともに950万9,000円でございます。

次の19ページをお願いいたします。

（2）財産区の豊川財産区特別会計は、歳入決算額279万5,000円、歳出決算額262万円、実質収支額は17万5,000円でございます。

和田妹川財産区特別会計は、歳入決算額42万3,000円、歳出決算額24万8,000円、実質収支額は17万5,000円でございます。

飯塚財産区特別会計は、歳入決算額95万3,000円、歳出決算額62万1,000円、実質収支額は33万2,000円でございます。

3 公営企業会計の（１）水道事業会計は、事業収益５億３,６９３万８,０００円、事業費用５億２９３万５,０００円、当年度純利益は８９１万７,０００円でございます。資本的収入額は１０億７,８４４万８,０００円、資本的支出額は１３億６,７００万６,０００円、資本的収支額はマイナス２億８,８５５万８,０００円でございます。

（２）下水道事業会計は、事業収益１０億２,０９６万３,０００円、事業費用９億８,１５８万７,０００円、当年度純利益は３,９４１万５,０００円でございます。資本的収入額は３億８,５０８万１,０００円、資本的支出額は６億８,９５３万７,０００円、資本的収支額はマイナス３億４４５万６,０００円でございます。

次に、一般会計決算の大綱についてご説明いたします。

お手元の「主要施策成果説明書」をお願いいたします。

３ページをお願いいたします。

（１）令和５年度一般会計の決算状況についてご説明いたします。

中段の表になります、ロの歳入の主なものは、市税が２９億６,６８４万７,０００円、地方交付税が６４億７,１５０万５,０００円、国庫支出金が２９億４,８１４万８,０００円、県支出金が１０億３,６１０万９,０００円、繰越金が１０億１,３５４万円、市債が５億６,７１８万９,０００円でございます。

ハ．歳出（性質別）の主なものは、人件費が２５億８,３３５万４,０００円、扶助費が３５億５,０３９万２,０００円、公債費が１７億８,９９１万１,０００円、投資的経費が１１億１,５１１万５,０００円でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これで説明を終わります。

暫時休憩します。

午後 １時４３分 休憩

.....

午後 １時４５分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第２９ 令和５年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計・下水道事業会計決算の審査報告】

○議長（小林 悟） 日程第２９、代表監査委員より、令和５年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計・下水道事業会計決算の審査報告を行います。渡邊代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊晋二） 監査委員の渡邊でございます。令和５年度各会計決算の審査結果について、監査委員を代表してご報告いたします。

はじめに、一般会計と特別会計の結果について申し上げます。

審査に付された各会計歳入歳出決算書及び決算附属書類は、いずれも関係法令に基づき作成されており、計数はおおむね正確であると確認いたしました。

また、決算の内容及び予算執行状況については、全般に妥当であると認められました。

総括意見といたしまして、本年度も市税の収納率が過去最高を更新したほか、未済額も１億円を下回るなど、実効性のある収納対策であったと認められました。引き続き滞納の累積化・長期化の解消、新規発生滞納の抑制に努め、納付者の公平性を維持しながら歳入の安定確保に努めていただきたいと思います。

一般会計の歳入に占める自主財源の割合は、昨年度に引き続き３割を上回ったものの、経常収支比率は100.3パーセントと前年より4.9ポイント上昇しております。今後、より一層の人件費や物件費、扶助費等の増が見込まれますが、将来負担比率等の数値に注視しながらも、目先の数値にとらわれることなく、大胆でめりはりの効いた財政運営を期待いたします。

少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少し、全国の自治体で土木や建築などの専門職をはじめとした職員の人材確保が課題になっています。社会インフラの老朽化や近年多発する大規模災害等への対応に影響が出ないよう、人材の獲得はもちろんのこと、内部での人材育成にも努め、安定した行政サービスの提供に努めていただくとともに、施策の立案に当たっては、従来の発想にとらわれない新たな考え方や技術、手法を取り入れ、行政の継続性も保ちつつ、市民の愛着心が高まる施策づくりに挑戦していただきたいと思います。

続きまして、令和５年度公営企業会計の決算の審査結果についてご報告いたします。

水道会計及び下水道会計の決算報告書及び財政諸表等は、関係法令に基づいて作成されており、経営成績及び財政状態は適正に示されているものと確認いたしました。

水道会計の総括意見といたしまして、令和５年度に実施した事業は、いずれも計画的に実施されており、水道の安定供給に寄与しているものと認められました。また、収益性に関する各比率は、いずれも昨年度より上昇しており、特に営業収支比率が全国平均を大きく上回るなど、健全な経営状態にあると思われます。

人件費や資材費などの高騰のほか、建設業における週２日制などの社会経済情勢にも

注視しながら、公営企業の基本原則とその本来の目的である公共の福祉増進に資するため、今後も一層の企業努力を続けていただきたいと思います。

下水道会計の総括意見といたしまして、財政比率は昨年度と比較して全ての項目で改善が見られたものの、引き続き多くの項目で基準値を下回っておりますが、令和4年度で豊川地区農業集落排水施設の公共下水道接続工事完了により、施設の維持管理費等にかかる費用が減少し、経営成績及び財政状態もいずれも昨年より好転したことが認められました。

近年多発する自然災害等に対応するためにも、経営状況や財務の分析、長期的な当市財政計画を基に経営の安定化に努めるとともに、社会経済情勢の変化にも対応しながら持続的な下水道事業が行われるよう努めていただきたいと思います。

最後に、財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果について申し上げます。

各比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されておりました。全ての比率で早期健全化基準未滿となっております。

今後も長期的展望のもと、健全で安定した行財政運営に期待いたします。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これで代表監査委員の決算審査報告を終わります。

【日程第30 予算決算特別委員会の設置について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第30、予算決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第54号から議案第57号までについて及び認定第1号から認定第9号までについては、全員の議員で構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号から議案第57号までについて及び認定第1号から認定第9号までについては、全員の議員で構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

【日程第31 予算決算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第31、予算決算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、

議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、予算決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することに決定しました。

予算決算特別委員会の委員長には7番堀井克見議員、副委員長には16番伊勢 潤議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

なお、予算決算特別委員会は9月12日及び26日に開催し、併せて各常任委員会からなる予算決算特別委員会分科会を設置し、9月12日から18日までに詳細審査することにいたしますので、ご報告いたします。

【日程第32 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について から 日程第34 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第32、諮問第1号から日程第34、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題とします。

諮問第1号から諮問第3号までについて、提出者より一括して説明を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） それでは、諮問第1号から諮問第3号までの人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。

本日配付いたしました議案書の36ページをお願いいたします。

なお、これからご説明する3名につきましては、各議案書の裏面に略歴がございますので、適宜ご覧ください。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住 所 渦上市天王字追分101番地73

氏 名 佐藤由美子

生年月日 昭和27年9月4日

令和6年9月4日提出 渦上市長 鈴木雄大

次に、議案書の37ページをご覧ください。

以降の人権擁護委員候補者の推薦については、推薦される方の説明のみとさせていただきます。

諮問第2号でございます。

住 所 潟上市天王字上北野126番地25

氏 名 菊地 泉

生年月日 昭和32年9月3日

次に、議案書の38ページをご覧ください。

諮問第3号でございます。

住 所 潟上市飯田川飯塚字泓8番地1

氏 名 門間勝雄

生年月日 昭和38年2月4日

以上の3名の候補者について諮問するものでございます。ご意見がございましたらよろしく願いたします。

私からは以上でございます。

○議長（小林 悟） はじめに、諮問第1号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第1号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、諮問第1号は同意することに決定しました。

次に、諮問第2号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第2号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、諮問第2号は同意することに決定しま

した。

次に、諮問第3号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第3号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、諮問第3号は同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、9月10日火曜日午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦勞様でございました。

午後 1時52分 散会